

新潟市職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月30日

新潟市人事委員会委員長 兒玉 武雄

新潟市人事委員会規則第16号

新潟市職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の地域手当に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の18.22」を「100分の18.5」に、「同項第2号及び第3号に定める割合は100分の13.22」を「同項第2号に定める割合は100分の15とし、同項第3号に定める割合は100分の14」に、「100分の11.22」を「100分の13」に改める。

附則第3項中「100分の1.22」を「100分の2」に改める。

附則第4項中「100分の15.5」を「100分の16」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。